

○文部科学省告示第三十七号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和二年三月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

風俗東之錦・居眠り	誰が袖図屏風	夏衣裳當世美人・松坂屋仕入のしぼり向キ	夏衣裳當世美人・嶋屋仕入の染しま向キ	風俗東之錦・春の野遊び	風俗東之錦・帯解	風俗東之錦・髪置	風俗東之錦・姫君と侍女四人	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	令和二年三月九日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	令和二年四月一日から同年六月十七日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館 館長 銭谷 眞美 東京都台東区上野公園十三一九 株式会社朝日新聞社 企画事業本部長 堀越 礼子 東京都中央区築地五―三―二	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館 東京都台東区上野公園十三一九 令和二年四月十四日から同年六月七日	並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地

縫箔 浅葱白段海賦模様	六玉川・高野の玉川	六玉川・萩の玉川	六玉川・調布の玉川	六玉川・擗衣の玉川	六玉川・千鳥の玉川	六玉川・井手の玉川	風俗東之錦・武家の娘と侍女二人
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右